#### 投資顧問契約の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。) この書面をよくお読み下さい。

1 - - ^ # <del>- </del> ^ 4

商号:プレビデンティア·ストラテジー株式会社 住所:〒151-0064 東京都渋谷区上原 3-35-1

#### 金融商品取引業者

当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

登録番号:関東財務局長(金商)第 2733 号

この書面には、投資顧問契約を締結して頂く上でのリスクや留意点が記載されています。 予めよくお読み頂き、ご不明な点はお取引開始前にご確認下さい。

### 投資顧問契約の概要

投資顧問契約は、有価証券及び金融商品の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。当社の助言に基づいてお客様が投資を行った成果は、全てお客様に帰属します。当社の助言は、決してお客様を拘束するものではありません。助言の結果、お客様に損害を発生することがあっても当社はこれを賠償する責任は負いません。

### 手数料など諸費用について

定期配信資料については、日次、週次資料は各々年間1万円(プラス消費税)、契約期間は1年とします。または契約期間を1か月単位とする場合は各々月間1千円(プラス消費税)とします。機関投資家、外為証拠金取引業者、事業法人や個人投資家を対象とした講演・セミナー等での為替相場見通しに関する講演料(一か月に一回)は1回10万円(プラス消費税)、その他アドホックな調査の報酬および契約期間は、案件の性質や所要時間等に照らしお客様との合意に基づき決定するものとします。当社への支払につきましては、銀行振込またはクレジットカード決済とし、振込手数料はお客様の負担とさせて頂きます。

#### リスク

投資顧問契約により助言する金融商品の価値等についてのリスクは、次の通りです。

#### (1) 価格変動リスク

外国為替証拠金取引の売買等にあたっては、各国の政治・経済・社会情勢、金利政策、 株式相場、不動産相場、商品相場等の様々な要因に伴い、為替レート(通貨交換比率) が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

また、外国為替証拠金取引は、少額の保証金で当該保証金の額を上回る取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性があります。したがって、投資対象通貨ペアの為替レートが予想とは反対の方向に大きく変動した場合、短期間で多額の損失が生じることがあり、その損失は、当初預け入れた保証金の額を上回るおそれがあります。

#### (2) 信用リスク

外国為替証拠金取引は、一定の保証金を金融商品取引業者に預託して行う取引です。

このため、当該金融商品取引業者に信用不安が生じた場合は、預託された保証金の一部または全部が返還されないまたは精算金が支払われない等のリスクが生じることがあります。なお、外国為替証拠金取引に関する保証金は、金融商品取引法上の投資者保護基金の対象外です。

#### (3) 為替レート変動リスク

外国為替市場には値幅制限がありませんので、為替レートの変動が予想を上回り、保証 金の額以上の損失が発生する可能性があります。

損失を限定することを目的とした逆指値注文では、為替レートが急激に変動することによりお客さまの意図した価格と乖離した価格で約定し、損失を被る可能性があります。

#### (4) レバレッジによるリスク

レバレッジ効果により少額の保証金で、保証金の数倍の取引を行うことができることから、損失が発生した場合には、その損失は保証金の一部もしくは全部にとどまらず、保証金の額以上となり、未清算額をお支払いいただく可能性があります。

#### クーリング・オフ

### 1クーリング・オフ期間内の契約解除

- ① 客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して 10 日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。
- ③ 契約の解除に伴う報酬の精算は、次の通りとなります。
- ・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合:投資顧問契約締結のために通常要する費用(封筒代、通信費等)相当額を頂きます。
- ・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合:日割り計算した報酬額(契約期間に対応する報酬額:契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。)を頂きます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。契約解除に伴う損害賠償、違約金は頂きません。
- ・特定投資家に対してはクーリング・オフを適用せず、一般投資家に対してのみ適用します。

# 2クーリング・オフ期間経過後の契約解除

クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の1ヶ月前までの書面による意思表示で契約を解除できます。契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額を頂きます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返し致します。

特定投資家に対しては、解約には応じないものとします。

アドホックな調査に関する契約については、契約を解除しようとする日の 3 営業日前までに書面による意思表示で契約を解除できることとします。契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額を頂きます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返し致します。

### 投資顧問契約に関する租税の概要

投資顧問契約の締結には、消費税が課税されます。詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

### 投資顧問契約の終了

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ①契約期間の満了(定期配信資料。契約を更新する場合を除く)
- ②クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、一般投資家のお客様からの書面による契約解除の申出があったとき。
- ③当社が、投資助言業を廃業したとき。

#### 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。 顧客を相手方として又は顧客の為に証券取引を行うこと。

- ・有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバィブ取引。
- ・有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場テリバィブ取引の媒介、取次ぎ または代理。
- ・次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理。
- 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引。
- ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引。
- ・店頭テリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理。
- ・当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客からの 金銭・有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金 銭、有価証券を預託させること。
- ・顧客への金銭・有価証券の貸付け、又は貸付けの第三者への媒介、取次ぎ、代理を行うこと。

### 助言の内容及び方法

#### ◆サービスについて

1. 定期分析資料のメール配信

外国為替市場における主要通貨(米ドル、ユーロ、ポンド、豪ドル、NZ ドル、カナダドル、スイスフラン、南アランド、ブラジルレアル、韓国ウォン、中国人民元、トルコリラ、メキシコペソ等)の最近の動向および今後の見通しについて、ファンダメンタルズ分析や計量分析を用いて分析し、顧客が今後外国為替の売買を行うのに必要な予備知識・理論を定期(日次資料は原則毎日午前7時半まで、週次資料は毎週金曜)および適宜のタイミング(不定期。大規模災害や政治イベントなど、投資決定に重要で定例資料では時宜を逃す場合)においてメールにて配信します。

2. 講演・セミナー

顧客の要請に沿った通貨および見通し期間につき、講演やセミナーといったかたちで当該通貨の変動要因および先行きの見通しと関連するリスクについて説明します。 そして具体的な推奨売買水準を提示する場合もあります。

3. アドホックな調査

特定投資家のみの顧客からの要請に基づき、外為市場動向に関連する世界の経済・金融市場に関する内容につき調査レポートを作成します。そして具体的な推奨売買水準を提示する場合もあります。

# ◆支払い方法・時期

当社への支払につきましては、銀行振込またはクレジットカード決済とし、振込手数料は 顧客負担とします。

### 《顧客及び公衆の縦覧に供すべき事項》

当社の経営内容をお知りになりたい方は、当社本社にて、「事業報告書」を自由にご覧になれます。

### 当社の概要

連絡先:TEL:03(5453)4080

FAX:03(5453)4080 資本金:600 万円

主な事業:投資助言業

設立年月日: 平成 25 年 8 月 21 日 役員の氏名: 代表取締役 山本雅文

主要株主:山本雅文

分析者,投資判断者:山本雅文

助言者:山本雅文

### 当社が加入している金融商品取引業協会

当社は、一般社団法人日本投資顧問業協会の会員(会員番号 012-02641)であり、会員 名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。また管轄財務局にて、当社の登録簿を自 由にご覧になれます。

#### 当社の苦情処理措置について

当社は苦情処理規定を定め、お客様からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解を頂くよう努めます。

当社の苦情等の申出先は上記の連絡先通りです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次の通りです。

- ①お客様からの苦情等の受付
- ②社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③解決案のご提示・解決

当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

住所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13

電話 0120-64-5005(月~金/9:00~17:00 祝日等除く)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次の通りです。詳しくは、同センターにご照 会下さい。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話合いと解決

#### 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています

一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センター にご照会下さい。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からのあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

# 当社が行う業務

当社は、投資助言業の他に、情報通信業、セミナー研修、本の出版等を行っています。